

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 94号 令和6年度岩国市一般会計補正予算（第4号）

議案第118号 令和6年度岩国市一般会計補正予算（第5号）

以上2議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第103号 岩国市運動施設条例の一部を改正する条例

議案第104号 岩国市野外活動センター条例の一部を改正する条例

議案第111号 新岩国駅前広場整備工事請負契約の締結について

議案第112号 指定管理者の指定について

議案第117号 指定管理者の指定の変更について

議案第122号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例及び岩国市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

以上6議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 2号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願

請願第 3号 「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める請願

以上2件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第104号 岩国市野外活動センター条例の一部を改正する条例の審査におきまして、

委員中から、用途廃止を予定する二鹿野外活動センターのテニスコートの現状について質疑があり、

当局から、「令和2年4月を最後に利用者がいない状況となっている。現在は、テニスコートのネットやポールが全て撤去された状態で、全く使用がされていない状況である」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「この場所が使用されないまま放置されるのは、非常にもったいない。今後、当地の有効活用に向けて、どのような取組を考えているのか」との質疑があり、

当局から、「跡地については、昨今のアウトドアブームの影響で、キャンプ利用のニーズが非常に高まっている状況を踏まえ、キャンプサイトとしての利用を中心に、現在、検討を行っているところである」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。